

令和6年12月11日

総務大臣  
村上誠一郎殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁

答 申 書

令和6年10月2日付け諮問第3185号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見等及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見

意見募集期間:令和6年10月3日(木)～同年11月1日(金)(案件番号:145210372)

再意見募集期間:令和6年11月11日(月)～同年11月24日(日)(案件番号:145210398)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人:3件)

再意見提出者 3件(法人:3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見及び再意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	東日本電信電話株式会社
2	中部テレコミュニケーション株式会社	西日本電信電話株式会社
3	楽天モバイル株式会社	ソフトバンク株式会社
4	KDDI株式会社	—

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東日本・西日本の接続約款や「システム意見交換会」において、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に定義がなされておらず、特定の用途を前提とした特定の事業者しか利用しない機能についても、必須機能と整理される虞があると考える。</li> <li>● 接続料の算定等に関する研究会等において第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に関する定義の整理を要望。</li> </ul>	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「接続料の算定等に関する研究会」において、「必須機能」は「ある機能の開発において機能実現のために削除不可のもの」、「付加機能」は「利便性向上のための機能で削除可能のもの」と説明している。</li> <li>■ 開発要否はシステム意見交換会で接続事業者の意向を踏まえ判断しており、費用負担は、開発する機能の内容及び受益者等に応じて判断しているため両者は別の議論である。</li> <li>■ 本申請に係る機能に関しては、本機能を利用する事業者が費用を負担いただくことを前提に、網改造料として申請したもの。</li> <li>■ 上記を踏まえると、意見1のような事象は生じないと考えており、今後もシステム意見交換会等の場を通じて関係事業者の説明する意向。</li> </ul>	<p>考え方1</p>	

<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上 情報開示のあり方(※該当箇所139頁:②開示する情報については、まずは、下記の内容を明記することが適当である。A) 開発・改修する想定機能数及び必須/付加の別)を受けて、光回線再利用に係る機能について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)が、関係する接続事業者との協議を経て、必須機能と付加機能に分けられている認識です。</p> <p>○ しかしながら、NTT東西殿の接続約款において、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能に定義がなされておらず、またNTT東西殿主催の「システム意見交換会」においてもその定義に関して明確な説明がなされておらず、透明性が確保されておりません。</p> <p>○ このような状況下では、明らかに特定の用途を前提とした特定の事業者しか利</p>	<p>○ 当社はこれまで、当社にて主催の「システム意見交換会」において、接続事業者様に対し様々な情報の開示に努めてきたところです。そのうち、「必須機能」及び「付加機能」の定義については、接続料の算定等に関する研究会第 81 回において当社よりご説明した通り、接続事業者様との意見交換の活性化に資するものとして開発の内容を踏まえて以下の通り当社にて分類しております。</p> <p>===</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「必須機能」:ある機能の開発において機能実現のために削除不可のもの</li> <li>● 「付加機能」:利便性向上のための機能で削除可能なもの</li> </ul> <p>===</p> <p>○ そのうえで、開発要否については上記分類に関わらずシステム意見交換会にご参加されている接続事業者様のご意向を踏まえ判断しております。また、上記の分類と費用負担のあり方はあくまでも別の議論であり、システム意見交換会で当社が「必須機能」に分類したとしても、</p>	<p>○ 接続料原価であるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正原価と捉えられるものであることが必要であるため、適正な情報開示が行われることが原則と考えます。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書」(令和6年9月 12 日公表)を踏まえ、御意見の開発・改修する想定機能に関する必須又は付加の別も含め、システム関連経費に関する情報開示手続及び開示する情報について、今後、NTT東日本・西日本の指定設備接続約款に規定されるものと承知しています。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者の意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて検討を進めるとともに、その変更の内容を接続事業者適切に説明することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
--	---	--	----------

<p>用しない機能についても、必須機能と整理される虞があり、その機能を利用しない接続事業者もその機能に係る開発・改修費を負担することとなり、過度な負担となる可能性があります。そのため、今後接続料の算定等に関する研究会等を通じて、第一種指定電気通信設備に係る接続関連システムの必須機能・付加機能の定義を整理していただくことを要望します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>そのことが直ちに全事業者様での費用負担に結び付くものではありません。費用負担については開発する機能の内容及び受益者等に応じて判断しております。</p> <p>○ なお、本申請に係る機能に関しては、事業者間転用に関する事業者会合において関係事業者間で意識合わせの上、本機能をご利用される事業者様に費用をご負担いただくことを前提に、網改造料として申請したものです。</p> <p>○ 以上のようなプロセスを踏むことで、ご指摘のような事象は生じないものと考えており、今後もシステム意見交換会等の場を通じて関係事業者間での認識の齟齬が生じないよう、より丁寧にご説明してまいります。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p>		
<p><b>意見2</b></p> <p>● 2025年2月26日以前から残置されている既存残置回線に関しては事業者の個別負担と整理されているが、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえた既存残置回線に係る接続料の算定方法の</p>	<p><b>再意見2</b></p> <p>■ 既存残置回線については、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」にて示された考え方に則り、既存残置回線数に応じて負担する整理になっている。</p>	<p><b>考え方2</b></p>	

<p>在り方等の見直しを要望。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同旨意見(1者)。</li> <li>● NTT東日本・NTT西日本が提供する光サービス卸の卸料金や FTTH サービス全体に影響が出る虞があるため、既存残置回線については、現行ルールのまま事業者の個別負担とするべき。</li> </ul>		
<p>○ シェアドアクセス方式の分岐端末回線においては、見直し時期後2025年2月26日以降)に新たに残置される回線の維持および撤去に係る費用は、基本的な接続料の原則どおり現用回線数に応じた負担(網使用料の算定対象)となり、事業者個別の負担は不要とする見直しが予定されています。一方、見直し時期前(2025年2月26日前)から残置されている回線(以下、「既存残置回線」)については、見直し時期後においても現行ルールのまま事業者の個別負担とされています。</p> <p>○ 新規残置回線に係るコストの網使用料化については、接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況が解消していることを理由に見直しされたものであり、この点にお</p>	<p>○ 当社としては、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書にて示された考え方(「既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコストのみ網使用料化することが適当である。」)に則り、2025年2月より運用を見直す考えです。</p> <p>○ なお、既存残置回線についても、今後、残置を判断した事業者以外の事業者による使用が広く進んでいくこと等が確認された場合には、そのコストの網使用料化を含め、接続料の算定方法の見直しを検討していく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿の「今後、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の</p>	<p>○ 既存残置回線の取扱いについては、今後、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」(令和5年9月6日公表)に基づき、必要に応じて見直しを検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>いては既存残置回線も同様であると考えます。</p> <p>○ 接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームが2025年2月26日に開始され引込線の効率性が高まることが見込まれることから、今後、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の在り方を含め、見直しを検討していく必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>在り方を含め、見直しを検討していく必要がある」との意見について、2025年2月26日より前に残置された回線(以下「既存残置回線」といいます。)の扱いについては、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第七次報告書の中で以下の理由から従来通り既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担するという整理となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること</li> <li>・ 既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であること</li> </ul> <p>○ 第67回研究会(2023年1月24日開催)における東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)</p>		
---	--	--	--

	<p>す。)殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)の説明資料によれば、既存残置回線の残置回線コストを網使用料のコストに算入させる場合、分岐端末回線に係る接続料はNTT東日本殿で326円から465円に増加(+137円)、NTT西日本殿で412円から762円に増加(+350円)と大幅に上昇する予測となっており、NTT東日本殿、NTT西日本殿が提供する光サービス卸の卸料金にも影響が及び、FTTHサービス全体に影響が出る虞があるため、既存残置回線については、研究会で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とするべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p><b>意見3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 引込線設備の再利用促進や不要な残置回線の撤去を進める必要があり、不要な残置回線か否かの判断基準に関して、引き続き事業者間で協議・検討を行う。</li> <li>● キャビネット渡しに関しても光回線再利</li> </ul>	<p><b>再意見3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本見直し後における再利用の状況等も踏まえつつ引き続き設備の効率化にも取り組む考え。</li> <li>■ 光回線再利用においては、キャビネット渡しも含め、より多くの設備形態が再利用の対象となるよう、引き続き関係事</li> </ul>	<p><b>考え方3</b></p>	

<p>用の対象となるよう、引き続き NTT 東日本・西日本と関係事業者間にて検討を進めることが必要。</p>	<p>業者との検討を進める。</p>		
<p>○ 引込線設備の効率化や利用者の利便性向上のためには、継続的に、引込線設備の再利用促進を図ることや不要な残置回線の撤去を進めていくことが必要であると考えます。</p> <p>○ 利用者がサービスの利用を終了した際に事業者等から撤去の要望があった場合を除き、原則全ての回線を残置する運用としてしまうと、不要な残置回線の増加につながる恐れがあるため、再利用可能性を考慮した残置・撤去の判断が必要であり、再利用可能性のない無用な残置回線は可能な限り撤去する運用を行う必要があると考えます。効率的な残置・撤去の判断方法および不要な残置回線であるか否かの判断基準等については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書に考え方が示されており、光回線再利用が開始される2025年2月26日までに一定の整理・結論が得られるよう、引き続き、事業者間で協議・</p>	<p>○ FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うものと当社としては考えており、これまでも原則として引込線等を残置してきたところです。</p> <p>○ 一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応を進めるとともに、本見直し後における再利用の状況等も踏まえつつ引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。</p> <p>○ なお、光回線再利用の検討においては、ご指摘いただいたキャビネット渡しも含め、より多くの設備形態が再利用の対象となるよう、引き続き当社および関係事業者様間で検討を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 残置回線の残置・撤去に係る判断については、「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」に対する意見募集において同研究会が示した考え方(考え方 112)の通り、NTT 東日本・西日本と接続事業者において引き続き整理を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ キャビネット渡しの光回線再利用については、「競争ルールの検証に関するWG」における議論を踏まえ、現在、NTT東日本・西日本及び関係事業者間で協議が進められているところと承知しており、その結果を踏まえ、速やかに運用が開始されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>検討を行う考えです。</p> <p>○ また、より多くの設備形態が光回線再利用の対象となることは再利用の促進のためにも重要であると考えことから、可能な限り早期にキャビネット渡しも光回線再利用の対象となるよう、引き続きNTT東・西殿と関係事業者間にて検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>			
<p><b>意見4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置について賛同。</li> <li>● 接続用設備の減設・接続回線の廃止に関わる工事単価について、約款上の規定に則り算定することで 2025 年度の工事単価が高騰し実態に即さない工事単価となるおそれがあるため、工事単価そのものの算定について補正措置を要望。</li> </ul>	<p><b>再意見4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「加入者交換機等接続回線設置等工事費」の経年の工事費については、必ずしも工事パス数の少ない年度の工事費が高額となっているわけではないと考える。</li> <li>■ STM-POI 廃止に係る工事費については、各社と意識合わせをした効率化施策を踏まえ、一定の効率化係数を乗じて設定する考え。</li> </ul>	<p><b>考え方4</b></p>	
<p>○ STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置(附則6および7)については、NTT 東・西殿において工事の受付および実施を一括で進める予定であることや事業者間の公平性の観点から必要</p>	<p>○ 接続約款に規定する「加入者交換機等接続回線設置等工事費」の算定方法については、お示しいただいた通りです。</p> <p>○ 一方、経年の工事費においては、工</p>	<p>○ STM-POI 廃止に係る工事費・網改造料の特例措置については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 工事単価の算定に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

な措置であると考え、賛同いたします。

- 一方、接続用設備の減設又は接続回線の廃止に関わる工事単価については、約款上、算定対象年度の「原価」(LRIC で算定)を前々年度の「工事パス数」で除することで算定されており、前々年度の「工事パス数」が少ない場合は工事単価の上昇が懸念されます。
- STM-POI 廃止前の2022 年度～2024 年12 月までの期間はマイグレ移行期であることから通常の回線廃止工事が抑制された状態であり、かつ2025 年1 月～3 月および2025 年度以降に比較的短期間において大量の廃止工事が実施される見込みです。
- 従前どおりの方法で工事単価を算出した場合、実際には、2025 年1 月以降、大量の廃止工事が実施されるにも関わらず、2023 年度の「工事パス数」が極端に少ないため、2025 年度の工事単価が高騰し、実態に即さない工事単価となるおそれがあります。PSTN マイグレーション意識合せ会合の場において、IC 階梯の

事パス数の少ない年度では、PSTN-LRIC モデルによって算定される原価も縮小しており、必ずしも工事パス数の少ない年度の工事費が高額となっているわけではないことも踏まえる必要があると考えます。

- また、「PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場」において検討しているSTM-POI 廃止に係る工事費については、現行の2024 年度の定期の回線工事費に対し、各社様と意識合わせさせていただいた効率化施策を踏まえ、一定の効率化係数を乗じて設定することを考えております。

	2020AC	2021AC	2022AC	2023AC	2024AC
原価	130	100	66	49	4
工事パス数	805	436	405	201	18
工事費単金	161,101	228,577	163,046	243,696	203,994
(参考) 工事実績年度	2018実績	2019実績	2020実績	2021実績	2022実績

(NTT 東日本・西日本)

<p>作業効率化による工事単価の低廉化も検討されておりますが、工事単価そのものの算定についても、大量の廃止工事数を踏まえた補正等の措置が必要だと考えます。</p> <p>○ そのため、総務省においては、今回のPSTN マイグレーションにおける膨大な工事量を反映するなど実態に合わせた算定方法の補正を検討いただき、補正しない場合に比べて、より実態に即した工事単価となる場合は当該補正を採用することを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>			
<p><b>意見5</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式第12の内容に賛同。</li> <li>● 本年中にIP網への移行後の接続料に係る予測値を開示することを要望。</li> </ul>	<p><b>再意見5</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ IP 網への移行後の接続料について、認可申請予定の接続料に係る予測値を令和6年 12 月末までに開示する考え。</li> </ul>	<p><b>考え方5</b></p>	
<p>○ 「令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとしします。」(別添1:P18-19、別添2:P18)とする両社の記載には異論はございません。</p>	<p>○ IP 網への移行後の接続料については、認可申請予定の接続料に係る予測値を、令和6年12月末までに、当社の自主的な取り組みとして、接続事業者様における予見性確保の観点から開示する考えです。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 接続料に係る予測値の開示等については、接続事業者から、予見可能性を確保するための早期の開示等が要望されており、NTT東日本・西日本においては、「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年</p>	<p>無</p>

<p>○ 他方、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年6月17日情報通信審議会答申)において「令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」とされていることから、本年中に接続料に係る予測値を開示して頂きますようお願い致します。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>(NTT 東日本・西日本)</p>	<p>6月 17 日情報通信審議会答申)を踏まえ、令和6年 12 月までに開示を行うことが望ましいと考えます。</p>	
---	----------------------	---	--

その他の事項

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見6</p> <p>▲ 本件に関して役所が関与する理由がわからない。</p> <p>▲ 表現方法等に関する意見。</p>	再意見6	考え方6	
<p>○ 今役所がこのテーマにギョアギョア言い始める理由がわからない</p> <p>悪いことやろうとしてるような空気を感 じる物価と減税と賃上げにもっと必死に なったら？</p> <p>税金使ってまでやることなの？</p> <p>それに人にも説明する場において ダラダラダラダラダラダラダラダラ 文字列列挙して分からせる気ゼロなのも 腹立つ無意味な行為ならやらない方が マシでは？</p> <p>人には伝える気がないなら伝わらない よ？</p> <p>人にものを伝えるって大学でどうやれ って習った？</p> <p>(個人 A)</p>		○ 御意見については、参考として承ります。	無

以上